

簡単に小作地と地主とも個人個人に封座せしめて、小作争議を  
解決つくりたいの法律である。この調停によつて如何にも、小作  
の幾層の同志が数年間争議が封せられたり、調停不履行  
で苦もなく土地を取上げられたことだらう。それよりもこの調停に  
よつて、ツブされた組織、眠り込された儘に残つてゐる村組合が  
如何にも多いのは既に明らかだ判つてゐる。われ等は、この調停法に  
も反対するものがある。争議が甚敷に陥つても調停にかりない  
ことを原則とし、地主から申立てた場合は、これを決裂さす方針  
を持つてゐる。落止むを得ない場合でも土地を返すとか、この條項を  
履行しない場合は、契約を解除するとするやうな條項を入れた  
ことは反対しなれば、この不景氣だ、納期がおくれたり、小作料が少  
く位滞つたは、尙然だ、こんな時に互々様、強制執行がやってくる  
のである。高知仁西、岡山吉浦、茨城大生等々の例が多い。

実行方法としては、日常争場面に動員された大家に対して  
小作りの法案、法律に關係ある問題を提へて階級性をバクロすること。  
又、土地闘争と関連する法律であるがため、特に土地闘争の場合  
にバクロすること、又、集會、文書等において不斯から事實を示  
して教育すること、又、小作人組合、右翼的農民對体の大家と共同闘争  
すること、そして小作りの大家をかく悪性の被害から守ること(可成)

(茨城縣聯合會提出)

護明者 菊地重作氏

今日、百姓の作る物で農民がつけられたで賣れたものは一つだつてあ  
るか？、然るに農民の是非買はねばならない肥料農具等から生活  
日用品に至るまでの一切の物が資本家の独占的につけ値で押しつけ  
られてゐる。故に吾等は都市労働者として連繫によつて階級的立